

成人用肺炎球菌ワクチンについての説明書

■ 肺炎と肺炎球菌について

「肺炎」とは、肺に炎症が起こる病気です。肺炎の原因は多岐にわたり、細菌、ウイルス、真菌などがありますが、その多くは「肺炎球菌」という細菌が感染することにより引き起こされます。

「肺炎球菌」は、主に気道の分泌物に含まれ、唾液などを通じて飛沫感染します。日本人の約 3%～5%の高齢者では鼻や喉の奥に菌が常在していると言われています。これらの菌が何らかのきっかけで進展することで、気管支炎、肺炎、敗血症などの重い合併症を起こすことがあります。

「肺炎球菌ワクチン」は、この肺炎球菌による感染を予防するためのワクチンです。すべての肺炎などを防げるわけではありませんが、定期接種で使用するワクチンは、有効性・安全性が確認されています。

■ 成人用肺炎球菌ワクチンの効果

肺炎球菌には 90 種類以上の血清型があり、定期接種で使用される「ニューモバックス NP(23 価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン)」というワクチンは、そのうちの 23 種類の血清型に効果があります。この 23 種類の血清型は、成人の侵襲性肺炎球菌感染症(※)の原因の約 40%～50%を占めるという研究結果があります。「ニューモバックス NP(23 価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン)」は、この 23 種類の血清型の侵襲性肺炎球菌感染症を 4 割程度予防する効果があります。

※侵襲性感染症とは、本来は菌が存在しない血液、髄液、関節液などから菌が検出される感染症のことをいいます。

■ 成人用肺炎球菌ワクチンの副反応

主な副反応は、注射部位の疼痛、熱感、腫脹、発赤で、筋肉痛、倦怠感、違和感、悪寒、頭痛、発熱等がみられることもあります。

また、稀に起こる重大な副反応として、アナフィラキシー様反応、血小板減少、知覚異常・ギランバレー症候群等の急性神経根障害、蜂巣炎、蜂巣炎様反応、注射部位壊死、注射部位潰瘍の報告があります。

■ 法律で定められた成人用肺炎球菌ワクチン接種対象者

- ① 65 歳の人
 - ② 60 歳以上 65 歳未満の人で、心臓や腎臓、呼吸器の機能に障害があり身の回りの生活が極度に制限される人、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障害があり日常生活がほとんど不可能な人
- 注) ①・②に該当する人であっても、過去に 23 価肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがある人は対象となりません。

予防接種は義務ではありません。ご本人が接種を希望する場合にのみ予防接種を行います。接種を受けるご本人に認知症等の症状があり、正確な意思の確認が難しい場合には、家族やかかりつけ医の協力を得てご本人の意思確認を行ってください。それでも意思確認ができない場合は、予防接種法に基づく予防接種を受けることはできません。また、意思確認はできるものの、身体的事情等で自署が難しい場合には、改めて意思確認を行った上で、家族等により代筆をしてください。

■ 予防接種を受ける前に

成人用肺炎球菌ワクチンについて、説明書をよく読み、必要性や副反応について理解しましょう。不安なことやわからないことは、予防接種を受ける前に質問し、理解した上で受けるかどうか判断してください。予診票は接種する医師にとって、予防接種の可否を決める大切な情報です。基本的にご本人が責任をもって記入し、正しい情報を接種する医師に伝えてください。

予防接種を受けることができない人

- ① 明らかに発熱(37.5℃以上)がある人
- ② 重篤な急性疾患にかかっている人
- ③ この予防接種の接種液に含まれる成分によって、アナフィラキシー(急性のアレルギー反応)を起こしたことがある人
- ④ その他、医師が不適当な状態と判断した場合

予防接種を受ける際、担当医師とよく相談しなくてはならない人

- ① 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患のある人
- ② これまでに、予防接種を受けて 2 日以内に発熱のみられた人、又は全身性発疹等のアレルギーを疑う症状がみられた人
- ③ 過去にけいれんを起こしたことがある人
- ④ 過去に免疫不全の診断を受けている人または、近親者に先天性免疫不全症の人がいる人
- ⑤ このワクチンの成分に対してアレルギーを起こすおそれのある人

■ 予防接種を受けた後の注意事項

- 予防接種を受けた後 30 分間は、急な副反応が起こることがあります。医師(医療機関)とすぐに連絡を取れるようにしておきましょう。
- 接種部位を清潔に保ち、接種当日は激しい運動を避けてください。接種当日の入浴は問題ありませんが、注射した部位はこすらないようにしてください。
- 接種後に気になる症状、副反応を疑う症状が現れた場合は、身近な医療機関(接種を実施した医療機関、かかりつけ医等)に相談してください。

■ 予防接種を受けない場合

接種医の説明を十分に聞いた上でご本人が接種を希望しない場合、家族やかかりつけ医の協力を得てもご本人の意思の確認ができなかったため接種をしなかった場合、当日の身体状況等により接種をしなかった場合等においては、その後、肺炎球菌感染症、あるいは罹患した事による重症化、死亡が発生しても担当した医師にその責任を求めることはできません。

■ 予防接種健康被害救済制度とは

予防接種では健康被害(病気になったり後遺症が残ったりすること)が起こることがあります。極めて稀ではあるものの、なくすことができないことから、救済制度が設けられています。成人用肺炎球菌ワクチンの接種(定期接種)によって健康被害が生じた場合にも、予防接種法に基づく救済(医療費・障害年金等の給付)が受けられます。申請に必要となる手続きなどについては、下記までお問い合わせください。

《お問い合わせ》 宇部市健康増進課(宇部市保健センター) TEL 31-1777 FAX 35-6533